

事業者のみなさま

企業活動を健康面から支える 嘱託産業医を選任しませんか

横浜市医師会では、市内で働いている労働者の健康管理及び産業保健対策を支援するため、嘱託産業医の選任を推奨しています。

- 労働者数50人以上の事業場は、労働安全衛生法に基づき産業医の選任義務があり、産業医をご紹介します。
- 労働者数50人未満の小規模事業場においても、産業医をご紹介します。いただくことが可能です。
- 従業員の健康管理や職場環境等を整備するには、嘱託産業医を選任して継続的に対策を講じることが必要です。

ぜひ、裏面の内容をご確認の上、お気軽に当医師会へご相談いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ

一般社団法人 横浜市医師会 地域医療課

TEL:045-201-7363

E-mail:chiiki-iryu@yokohama-med.or.jp

【協力】 独立行政法人 労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター

横浜市医師会所属の嘱託産業医を選任するメリット

- 事業場のある区内から嘱託産業医が推薦されるため、自社の**かかりつけ医のように**気軽に健康相談や健康管理、長時間・過重労働に対する面接指導、衛生委員会への出席等を受けることができます。
- 神奈川産業保健総合支援センターと連携しているため、最新の産業保健対策や無料研修会等の様々な情報をお知らせすることができます。
- 労働者数50人未満の地元の小規模事業場では、横浜市医師会の嘱託産業医と産保センターの保健師、労働衛生専門職が連携して、事業場の状況を踏まえた産業保健に係る支援を行うことができます。

横浜市医師会が推奨する かかりつけ医のような嘱託産業医の選任にむけた検討チェックリスト

一つでも、があった場合、
横浜市医師会が推薦する産業医の選任についてご検討ください

- 労働者数50人以上だが、産業医を選任していない。
- 健康診断実施後の事後措置対策、就業上の措置等が適切に実施できていない。
- 長時間・過重労働対策に係る面接指導が実施できていない。
- 高年齢労働者が多く、年齢相応の健康管理や安全対策が実施できていない。
(安全な作業の方策を検討中。)
- がんや脳卒中、服用している薬、病気に関する知識がないまま働かせている。
(糖尿病、心臓病等の病気を抱えながら働いている労働者がいるが、車の運転や危険作業が多く心配である。)
- 労働者の健康面で相談したいが、すぐに対応していただける産業医がない。
- 年2回以上地域産業保健センターを利用したことがある。
- 大企業の労働者数50人未満の店舗又は営業所等であるため、地域産業保健センターの利用が難しいと説明されたことがある。

嘱託産業医の選任にあたっては、個別に月額報酬等の契約が必要となります。
詳細につきましては、横浜市医師会にお問い合わせいただきますようお願いいたします。